

# 米国関税措置の影響を受ける中小企業を支援します！！

東京都及び(公財)東京都中小企業振興公社は、**米国の関税措置の影響を受ける中小企業を支援**するため、**販路開拓や設備投資、資金繰り支援の対象を拡充**することとしましたので、お知らせいたします。

## 1 売上高の減少が見込まれる企業を支援

別紙1参照

「事業環境変化に対応した経営基盤強化事業」における一般コースの支援対象を、「**米国関税措置の影響を受けている又は受ける見込みがある中小企業**」にも拡充します。

<申請受付>

令和7年5月2日(金)受付開始

## 2 販路開拓を支援

別紙2参照

展示会出展費用等の助成対象を、「**米国関税措置の影響を受けている又は受ける見込みがあり、専門家の経営分析と販路開拓に関するアドバイスにより、本事業の利用が有効と認められた中小企業**」にも拡充します。

<申請受付期間>

令和7年4月25日(金)から令和8年1月20日(火)まで

## 3 中小企業に対する資金繰り支援の強化

別紙3参照

東京都中小企業制度融資「経営安定融資(経営一般)」において、**米国関税措置により売上実績又は売上見込が減少し、事業活動に影響が生じる中小企業者等を新たに融資対象に加え、保証料を1/2補助することにより、資金繰りを支援**します。

<申請受付>

令和7年4月25日(金)受付開始

## 4 海外での拠点設置や進出方針の見直しを支援

別紙4参照

新たに海外拠点の設置、海外での生産委託等を希望する、またはサプライチェーンや進出方針の見直しを図る中小企業を支援するため、**ハンズオン支援の募集を開始**いたします。

<申請受付期間>

令和7年4月25日(金)から令和7年12月31日(水)まで

<本プレスに関する問い合わせ先>

各事業の詳細については別紙記載の問い合わせ先にお問い合わせください。

～中小企業・小規模企業向け～

「事業環境変化に対応した経営基盤強化事業」のお知らせ

令和6年度に実施しました「新たな事業環境に即応した経営展開サポート事業」をこのたびリニューアルいたします。

小規模企業向けの支援メニューの新設や、米国関税措置の影響を受ける中小企業を対象に拡大するなど支援内容の拡充を図り、中小企業が創意工夫を活かして既存事業を深化・発展させる取組を、さらに後押しします。

概要

中小企業が創意工夫を活かして、既存事業を深化・発展させる事業計画を作成した場合に、経費の一部を助成するとともに、アドバイザーによる運用改善などのアドバイスを実施します。

1 支援内容

① 助成金支援

	一般コース	小規模事業者向けアシストコース
対象者	以下いずれかに該当する都内中小企業、小規模企業等 ① 直近決算期の売上高が「2023年の決算期」と比較して減少 ② 直近決算期において損失を計上 ③ 米国関税措置の影響を受けている又は受ける見込みがある企業	以下いずれかに該当する都内小規模企業等 ① 直近決算期の売上高が「2023年の決算期」と比較して減少 ② 直近決算期において損失を計上
助成限度額	800万円	200万円
助成率	3分の2 ※賃金引上げ計画を策定した場合4分の3のうち、小規模企業は5分の4	3分の2 ※賃金引上げ計画を策定した場合5分の4
助成期間	交付決定日から1年間	交付決定日から1年間

② アドバイザー派遣

上記①で採択された中小企業等を対象にアドバイザーを派遣し、当該取組に係る運用改善や次なる事業展開等に向けたアドバイスを実施（1社あたり最大2回・無料）

2 申請受付期間等

一般コースは5月2日から、小規模事業者向けアシストコースは6月2日から募集を行います。

※申請受付期間、申請方法等の詳細については、後日以下のHPにてお知らせします。

（公財）東京都中小企業振興公社HP「事業環境変化に対応した経営基盤強化事業」  
<https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyo/kankyo-ippan/index.html>（一般コース）



<https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyo/shokibo-sokuo/index.html>（アシストコース）



本件は、「2050東京戦略」を推進する事業です。  
戦略13 産業「中小企業を支え、成長を支援」



▲2050東京戦略

【問い合わせ先】

■事業全般に関すること

産業労働局商工部経営支援課

電話 03-5320-4791

■申込・事業詳細に関すること

（公財）東京都中小企業振興公社助成課

電話 03-5244-4260

## 令和7年度「目指せ！中小企業経営力強化アドバンス事業」 米国関税措置の影響を受ける中小企業の 販路開拓を支援します！

東京都及び（公財）東京都中小企業振興公社は、都内中小企業の販路開拓を支援するため、展示会出展費用等の一部を助成しています。

この度、米国が相互関税を発動したことを受け、影響を受ける中小企業を新たに支援対象に加えます。

### 募集概要

#### （1）新たな助成対象者：

米国関税措置の影響を受けている又は受ける見込みがあり、専門家※の経営分析と販路開拓に関するアドバイスにより、本事業の利用が有効と認められた都内中小企業者

※令和6年度中小企業活力向上プロジェクトアドバンス又は令和7年度中小企業活力向上プロジェクトアドバンスプラス

#### （2）助成内容：展示会出展費用等

- ① 助成対象経費：ア 展示会参加費（出展小間料、資材費、輸送費）  
イ EC 出店初期登録料  
ウ 販売促進費（印刷物制作費、動画制作費、広告掲載費、サイト制作・改修費）  
※ウ 販売促進費のみの申請はできません

② 助成限度額：150万円

③ 助成率：助成対象経費の3分の2以内

④ 助成対象期間：交付決定日から1年1カ月

#### （3）受付期間：令和7年4月25日から令和8年1月20日まで 年10回

※「目指せ！中小企業経営力強化アドバンス事業」は4月1日から募集を開始しています。

#### （4）申請方法：申請は、国が提供する電子申請システム「Jグランツ」にて受け付けます。

Jグランツを利用するには、共通認証システム「GビズIDプライムアカウント」の発行が必要です。

#### （5）その他：詳細は募集要項をご覧ください。募集要項兼事務の手引き及び申請書様式は公社ホームページからダウンロードできます



<https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyo/r7tenjikai.html>

※「中小企業活力向上プロジェクトアドバンスプラス」については、最寄りの都内商工会議所・商工会、東京都商工会連合会にお問い合わせください。

#### 【問い合わせ先】

（事業全般に関すること）産業労働局商工部経営支援課

電話 03-5320-4726

（助成金に関すること）（公財）東京都中小企業振興公社助成課

電話 03-3251-7895

## 令和7年度 東京都中小企業制度融資 米国関税措置の影響を受ける 中小企業の資金繰りを支援します！

このたび、都では、令和7年度東京都中小企業制度融資「経営安定融資（経営一般）」において、米国関税措置により売上実績又は売上見込が減少し、事業活動に影響が生じる中小企業者等を新たに融資対象に加え、保証料を1/2補助することにより、資金繰りを支援してまいります。

### 概要

米国関税措置により、事業活動に影響が生じている都内中小企業者等がご利用いただけます（売上実績又は売上見込が減少の場合に申込可能）

#### ○東京都中小企業制度融資「経営一般（米国関税措置関連）」

メニュー名	融資条件	保証料補助
経営一般 (米国関税措置関連)	以下(1)及び(2)を満たす中小企業者又は組合 (1) 米国関税措置により、事業活動に影響が生じていること (2) 「最近3か月間の売上実績」又は「今後3か月間の売上見込」が前年同期と比較して減少していること	1/2
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●融資利率： 1.65%以内～2.35%以内</li> <li>●融資限度： 2億8,000万円</li> <li>●資金用途： 運転資金、設備資金</li> <li>●融資期間： 10年以内（据置期間2年以内含む。）</li> </ul>	

#### ○受付開始日 令和7年4月25日(金)

上記事項以外については、以下リンク先をご覧ください。

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi/new/>



【問い合わせ先】

産業労働局金融部金融課

電話 03-5320-4877

## 【令和7年度新規事業】

新たな海外拠点の設置・生産委託等、海外進出方針の見直しを図る都内中小企業を募集します！

◀ 「海外進出サポート事業」開始のお知らせ ▶

東京都及び公益財団法人東京都中小企業振興公社は、都内中小企業の海外進出をサポートしています。

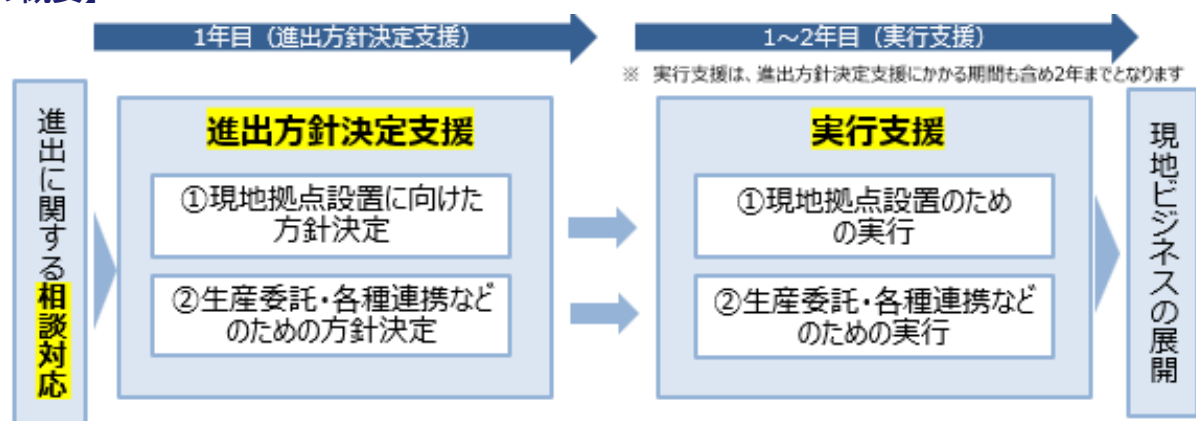
新たに海外拠点の設置、海外での生産委託等を希望する、またはサプライチェーンや進出方針の見直しを図る都内中小企業を支援し、現地でのビジネスの実行を後押しします。この度、海外進出に向けたナビゲーターによるハンズオン支援の募集を開始いたしますので、お知らせいたします。

## 【ナビゲーターによるハンズオン支援の内容】

支援対象者	新たに海外進出を目指す、または進出方針の見直し等により他地域への進出を図る都内中小企業(都内への支店登記をしている中小企業を含む)
支援内容	①進出方針決定支援 進出国での事業可能性が不明確な企業を対象とし、海外進出ナビゲーターが現地での事業開始に向けた戦略策定と検討のため、現地規制、ローカライズ、進出実務等の基礎的な調査を実施しながら実現可能性を検証します。 ②実行支援 現地への進出可能性が高いと判断される企業を対象とし、海外進出ナビゲーターが、市場調査や外部専門家等を活用しながら、海外進出に必要な戦略策定・現地検証、商談等をサポートします。
募集期間	令和7年4月25日から 令和7年12月31日まで（随時受付） ※支援件数に達した場合、募集を打ち切る場合があります

※本事業では、上記のほか、普及啓発セミナーや相談対応(随時受付)も行います。

## 【事業の概要】



## 【申し込み方法等】

支援を希望される方は、公社ホームページからお申し込みください。

[https://www.tokyo-kosha.or.jp/TTC/matching/expand\\_overseas/index.html](https://www.tokyo-kosha.or.jp/TTC/matching/expand_overseas/index.html)



本件は、「2050東京戦略」を推進する取組です。

戦略13 産業「中小企業を支え、成長を支援」



▲2050東京戦略  
2050東京戦略  
～東京もつとよくなる～

## 【問い合わせ先】

■本事業の全体に関すること  
産業労働局 商工部 経営支援課  
電話：03-5320-4798

■本事業の詳細(支援内容、支援申込等)に関すること  
(公財)東京都中小企業振興公社 販路・海外展開支援課  
電話：03-5822-7241